

八千代市水道施設管理業務委託 業務要求水準書

目次

第1条 (目 的)	1
第2条 (法令等の遵守義務)	1
第3条 (業務の心得)	1
第4条 (委託施設)	1
第5条 (業務の内容)	1
第6条 (業務の遂行)	2
第7条 (再委託の禁止)	2
第8条 (契約時の提出書類)	2
第9条 (業務履行計画書)	3
第10条 (業務報告)	3
第11条 (月間業務完了検査)	4
第12条 (施設の運転日及び運転時間)	4
第13条 (勤務体制)	4
第14条 (業務の引継ぎ)	4
第15条 (受託者の職員の資格等)	4
第16条 (専門技術者の選任)	5
第17条 (専門技術者の職務)	5
第18条 (教育)	6
第19条 (受託者の職員の交代)	6
第20条 (会議)	6
第21条 (勤務予定表)	6
第22条 (危機管理対応)	6
第23条 (安全衛生管理)	7
第24条 (労災保険)	7
第25条 (健康診断)	7
第26条 (火災予防, 盗難防止)	7
第27条 (環境への取組み)	7
第28条 (リスク分担)	7
第29条 (債務不履行)	7
第30条 (賠償責任)	8
第31条 (身分の明示)	8
第32条 (通勤手段)	8
第33条 (遵守事項)	8

第34条（経費の負担等）	8
第35条（施設、備品等の使用）	9
第36条（車輛の運行）	9
第37条（貸与施設等の経費）	9
第38条（貸与施設等の返還）	9
第39条（契約更新等に伴う業務引継ぎ）	9
第40条（疑義の解決）	10
第41条（委託期間）	10
第42条（委託料の支払い）	10
第43条（運転管理業務）	10
第44条（保全管理業務）	11
第45条（水質検査業務）	11
第46条（その他技術業務）	14
第47条（修繕補修業務）	15
第48条（関連業務）	16
第49条（緊急対応業務）	16
第50条（その他業務）	16
第51条（提案事項等）	16
別紙1（委託施設）	17
別紙2（リスク分担表）	20
別紙3（配水・取水・受水量表）	21
別紙4（物品等調達一覧）	22
別紙5（空調設備）	23
別紙6（関連業務）	24
別紙7（施設概要）	36
別紙8（設備一覧）	48
別紙9（位置図）	50

【村上給水場※について】

現在、村上給水場について令和元年度から3年度までの間、改良工事を実施しております。工事期間中については、一部機能を萱田浄水場に移設しておりますので、本業務要求水準書の中で、「村上給水場※」と表記している語句について萱田浄水場と読み替えてください。

(目 的)

第1条 この仕様書は、委託者八千代市事業管理者（以下「委託者」という。）が受託者に委託する水道施設管理業務（以下「業務」という。）を定めたものである。

(法令等の遵守義務)

第2条 受託者は、労働関係法令の遵守はもとより、本委託の実施に必要な関係法令及び委託者の指示命令を遵守しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 電気事業法
- (4) 電気通信事業法
- (5) 消防法
- (6) 労働基準法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 労働者派遣法
- (9) 職業安定法
- (10) 労働者災害補償保険法
- (11) 個人情報保護に関する法律
- (12) 道路法
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (14) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (15) 公害防止に関する千葉県及び八千代市条例
- (16) 水道施設設計指針（日本水道協会編）
- (17) 水道維持管理指針（日本水道協会編）
- (18) 八千代市契約規程等の関係法令
- (19) 八千代市水道事業給水条例
- (20) その他関係法令

(業務の心得)

第3条 受託者は、本業務が公益的使命を持っていることを十分に認識し、水道施設の機能やシステムを熟知すると共に、誠実かつ安全に運転管理し、常に安定給水に努めなければならない。

(委託施設)

第4条 委託施設は別紙1のとおりとする。

(業務の内容)

第5条 受託者が行う業務内容は、次のとおりとし、詳細については第43条以降に基づいて行うものとする。また、業務内容については、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和元年9月・厚生労働省）」を参考にした上で、委託

者の承認を事前に受けなければならない。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保全管理業務
- (3) 水質検査業務
- (4) 緊急対応業務
- (5) 修繕補修業務
- (6) 関連業務
- (7) 緊急対応業務
- (8) その他業務

(業務の遂行)

第6条 受託者は、本業務の遂行に当たり、本業務委託契約締結後速やかに委託者の職員と打ち合わせを行い、業務体制について委託者の承認を得なければならない。

2 委託者は、前項において承認した業務体制であっても、本業務の遂行上必要があると認めるときは、業務体制の改善を申し入れることができる。

3 受託者は、本業務の遂行に当たり、環境、衛生、安全、危機管理等について協議を行うものとする。

4 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して遂行するよう指示することができる。受託者はこの場合、委託者の指示に基づき当該業務を他の業務に優先して遂行しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができることとする。

2 前項の規程により、再委託し、または請け負わせることが適当でないと判断される場合は、委託者は承認しないことができることとする。

3 受託者は、本業務の一部を再委託し、または請け負わせる場合は、受託者は責任を持って指導監督することとする。

(契約時の提出書類)

第8条 受託者は、契約締結後5日以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 総括責任者選任届
- (3) 副総括責任者選任届
- (4) 専門技術者選任届
- (5) 従事者の履歴及び名簿
- (6) 業務履行計画書
- (7) 健康診断書（水道法第21条1項の規定によるもの）

- (8) 貸与品等借用願
- (9) 緊急時連絡体制（大型連休時等も含む）
- (10) 現場組織に関する事
- (11) 安全衛生管理に関する事
- (12) その他申請書等 必要なもの
（業務履行計画書）

第9条 前条(6)項の「業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

2 業務履行計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 とする。

3 業務履行計画書には、次の事項について記載するものとする。

(1) 業務概要に関する事

水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について委託業務に対する考え方が把握できるように記載すること。

(2) 業務組織に関する事

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担・緊急時体制・その他の組織・体制が明確に把握できるように記載すること。

(3) 業務計画に関する事

安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。

(4) 業務方法に関する事

浄水施設等を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要
点（ポイント）、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃
の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。

(5) 勤務体制に関する事

労働法関係法令を遵守の上、浄水施設等の管理運営の妨げにならないよう勤務時
間、勤務日数などについて記載すること。

(6) 安全衛生に関する事

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係
わる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。

(7) 各種報告書様式に関する事

契約書、業務委託仕様書及び業務要領等で報告義務を課せられている報告書及び委
託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成す
ること。

（業務報告）

第10条 受託者は、月間の業務完了に当たり、翌月の5日までに業務履行計画書に基づく業務実施状況の報告を行うものとする。

2 その他、委託者が必要と認めるときには、臨時に受託者に対し業務の状況を求めることができる。

(月間業務完了検査)

第11条 月間業務完了検査は、前条の書類提出日から10日以内に検査を行うものとする。

(施設の運転日及び運転時間)

第12条 業務対象施設の運転は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重大故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し委託者が運転方法を指示する。

(勤務体制)

第13条 受託者は、本業務を遂行するにあたり、施設の運営上支障がないよう第8条の業務履行計画書に勤務体制について定めるものとする。

2 受託者が独自に定める休日を当該職員に与える場合、また病気等で休暇を取得する場合は、本業務の履行に支障をきたさないように事前に対応するものとする。

(業務の引継ぎ)

第14条 受託者は、勤務交代時に次班の職員へ業務の引継ぎを行うとともに、平日においては委託者への報告も行うものとする。

2 受託者は、夜勤業務において、勤務開始時刻に日勤の職員から業務の引継ぎを受けるものとする。

3 受託者は、業務の引継ぎ時、次の書類を添えて引き継ぐものとする。

- (1) 業務日報
- (2) 事故報告書(発生したときのみ)
- (3) 簡易修繕及び施設保全作業報告書
- (4) 操業記録(村上給水場)
- (5) 日常点検表
- (6) 各浄水場・給水場集計表
- (7) 井戸設備・夜間施設点検実施表
- (8) 残留塩素濃度管理表
- (9) 給水区域管末水質検査結果表
- (10) 排水栓の水質確認結果表(実施したときのみ)
- (11) 各浄・給水場施設入退場者記録表
- (12) その他必要な書類

(受託者の職員の資格等)

第15条 受託者は、業務を円滑に履行するため次のような資格者を配置するものとする。

- (1) 総括責任者
 - ア 上水道における浄水場等の運転管理に関する実務経験が10年以上あり、か

つ、水道施設管理技士2級(浄水)以上の資格、または水道法施行規則第14条による水道技術管理者の資格を有する者とする。

イ 総括責任者は、最高責任者として業務従事者の指揮、監督及び教育を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

ウ 総括責任者は契約書、本仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者と綿密な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

エ 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保をしなければならない。

(2) 副総括責任者

ア 総括責任者の補佐及び代行として、上水道における浄水場等の運転管理に関する実務経験が5年以上あり、かつ、水道施設管理技士3級(浄水)以上又は水道法施行規則第14条による水道技術管理者の有資格である者とする。

イ 副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行することが可能な管理能力及び技術力を有する者とする。

(3) 従事者

水道施設で2年以上の実務経験があり、設備操作、監視及び日常的な点検業務の総合的な判断ができ、指示に従って作業を行う能力と必要な技能を有し、高等学校卒業程度の学歴を有する者とする。

(4) 資格等

上記とは別に次の資格を有する者を配置しなければならない。

ア 危険物取扱者乙種以上(危険物保安監督者)

イ 第一種電気工事士

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ その他本業務に必要な資格者

(専門技術者の選任)

第16条 受託者は、電気及び機械の資格等を有し、電気計装設備に精通した専門技術者2名以上を、委託者の承認を得て専任し、毎月1回以上各施設を点検しなければならない。

(専門技術者の職務)

第17条 専門技術者の職務は、次のとおりとする。

(1) 各施設の電気及び機械等諸設備に係わる事項の調査及び点検。

(2) 施設全体の機能的バランスを保てる運転形態を維持出来得るよう業務上の指導及び監督を行う。

(3) 各施設の電気及び機械等諸設備の状況について常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できるよう努めなければならない。また、必要に応じて職員へ助言しなければならない。

(4) 緊急時において、職員不在の場合には総括責任者及び副総括責任者と協議し、事態を收拾しなければならない。

(教育)

第18条 受託者は、従事者に対し、当業務を遂行する上で必要な知識及び技能に関するマニュアル等を作成し、教育しなければならない。

(受託者の職員の交代)

第19条 委託者は、受託者の職員が、業務履行上不相当と認められる場合は、委託者、受託者協議の上決定するものとする。

(会議)

第20条 受託者は委託者との打ち合わせ等会議のため月間業務計画書を作成し、毎月1回程度、総括責任者又は副総括責任者1名を出席させ、本業務の報告等を行うとともに、委託者からの指示及び連絡を受け、今後の業務について改善点を含め反映させるものとする。

(勤務予定表)

第21条 受託者は、前月25日までに、第5条の業務を遂行する上で必要な人員を確保した月間勤務予定表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 受託者は勤務予定表の変更が必要な場合、事前に必要な書類を委託者に提出する。但し、緊急等の変更にあつては、委託者と協議の上行うものとする。

(危機管理対応)

第22条 受託者は、震災、停電、施設の故障・警報、水質異常等の緊急事態の初期対応の考え方については、委託者の危機対応マニュアル等を参考にして、緊急時対応マニュアルを作成し、委託者の承認を得ること。また、承認を得た緊急時対応マニュアルに基づき迅速な対応を行うこと。

2 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態発生時に備えて連絡体制を整備し、連絡先等を記載した「緊急時連絡体制表」を委託者に提出すること。なお、総括責任者は緊急事態発生時には、1時間以内に村上給水場※に参集すること。

3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態発生時には、所要の人員を現場に配置させ配水施設（配水ポンプ設備等）・水質異常を最優先し、断水を避けると共に水質の安全を確保する措置を講じてから委託者へ直に状況を報告するとともに手段・対応を別途協議すること。

4 震度4以上の地震が発生した場合、施設の被害状況に応じて受託者の職員は委託者の指定した施設に集合し、委託者の指示に従わなければならない。

5 新型インフルエンザ等の感染性疾患が発生した場合は、対策マニュアルに基づき啓発行動を実施すること。万が一、感染者が発生しても確実な対応をとり、本業務の履行継続に支障がないよう人員の確保を速やかに行うこと。その人員確保の検討書も書面で提出すること。

6 国内テロが予想される場合についても、上記1同様に対策マニュアルを基に委託者の指示のとおりテロ防衛に努めること。

7 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態発生時は、上記のとおり対応し、二次災害を未然に防止しなければならない。

8 水質異常・震災・テロ等により緊急出動し、処理に対応した場合の費用について、受託者は必要に応じて委託者に対し協議を求めることができるものとする。

なお、この費用は軽微なものを含まないものとする。

(安全衛生管理)

第23条 受託者は、労働安全衛生法等により、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

(労災保険)

第24条 受託者の責任による労働災害時の労災保険の適用は、受託者の責任で行なうこととする。

(健康診断)

第25条 受託者は、業務に従事する全ての職員に、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に規定する健康診断を実施し、その都度、結果を委託者に提出するものとする。

なお、この費用は受託者の負担とする。

(火災予防、盗難防止)

第26条 受託者は、委託施設の予防に努め、火気の使用には特に注意し、火災予防上支障のある行為は行わないこととする。

2 受託者は、委託施設の監視、巡回、施錠の確認を行い、盗難防止、侵入者防止に努めることとする。

(環境への取組み)

第27条 受託者は、委託施設の省エネに取組み、環境への負荷の軽減に努めることとする。

(リスク分担)

第28条 本業務遂行上の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、受託者と協議のうえ、委託者がこれを負うこととする。

2 本業務のリスク分担については、別紙2によることとする。

(債務不履行)

第29条 本事業の継続が困難となった場合は、次のとおりとする。

(1) 受託者の債務不履行

ア 受託者が本要求水準書等の求める要件を満足できなくなった場合、委託者は契約を解除することができることとする。

イ 受託者が倒産、または財務状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると

認められる場合、委託者は契約を解除することができることとする。

ウ アまたはイにおいて、委託者が契約を解除した場合、受託者は原状回復義務を負う他、委託者は受託者に対して、これにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

(2) 委託者の債務不履行

ア 委託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除することができることとする。

イ アにおいて、受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

(賠償責任)

第30条 受託者は、受託者の業務遂行上、適正な管理義務をもって生じた場合の瑕疵責任を負わないものとする。

2 受託者の故意または重大な過失によって生じた事故等の場合、その賠償責任は、受託者が責めを負うものとする。

3 委託者及び受託者の責に帰すべき事由による事故が発生した場合、その賠償責任の過失割合は、委託者、受託者協議して定めるものとする。

(身分の明示)

第31条 受託者の職員は業務遂行中、身分証明書を常に携帯すると共に、名札を着用しなければならない。

(通勤手段)

第32条 受託者の職員における通勤手段の確保は受託者の責任で行うものとする。

(遵守事項)

第33条 受託者の職員は、委託者の許可なく委託者の業務に係る情報及び資料を外部に持ち出し、または提供してはならない。

2 受託者の職員は委託業務の遂行に当たって、事故の防止に努め、安全を優先させなければならない。

3 受託者の職員は、委託業務遂行中に建物、工作物、物品等に損傷を与えたとき、あるいは、誤操作等による災害、事故等が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

4 受託者の職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 受託者は情報セキュリティについて留意しなければならない。

6 受託者の職員は、業務範囲となる施設、設備、機器、備品等の整理整頓に努め常に清潔に保つよう心がけるものとする。

(経費の負担等)

第34条 受託者が委託業務履行で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転維持管理費等とし、次のとおりとする。

- (1) 机, 椅子, 書棚ロッカー等
- (2) パソコン, プリンター, コピー機, スキャナー, 電話機等
- (3) 各種用紙, 筆記用具, ファイル等の事務用品
- (4) 食器棚, 茶器, 台所用品等の消耗品
- (5) 安全保護具・機器 (各種作業服, 各種靴, 各種手袋, ヘルメット, 安全マスク, 保護眼鏡等)
- (6) 設備点検・修繕に係る点検工具, 回路計, 懐中電灯等の工具・器具
- (7) 点検・巡視用車両及び車両維持管理に係る費用
- (8) 清掃用具及び清掃用品, 消耗品
- (9) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
緊急時, 委託業務の連絡用としての電話, ファックス, インターネット工事費及び維持費
- (10) 水道施設の運転に必要な燃料の調達及び管理に係る費用
- (11) 水道施設点検のための経費 (点検シール等)
- (12) 施設台帳等に要する設備機器及びそれらに係る経費
- (13) 備消耗品等の調達, 管理費用
- (14) 各種保険の加入に係る経費
- (15) その他業務遂行上必要とするもの
(施設, 備品等の使用)

第35条 受託者が業務遂行上用意した備品等以外に, 委託者の施設や備品等を使用する場合は協議のうえ申請し, 委託者の承認を得るものとする。

(車輛の運行)

第36条 受託者は, 本業務において, 受託者の所有する車輛を使用することとする。

2 受託者は, 受託者が使用する車輛に委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すこととする。

3 受託者の車輛事故については, 受託者が一切の責任を持つこととする。

(貸与施設等の経費)

第37条 業務遂行上必要とする前条における貸与施設及び光熱水等については, 委託者が負担するものとするが, その使用にあたって, 受託者は節約に努めなければならない。

(貸与施設等の返還)

第38条 受託者は, 前条に掲げる施設等が契約の終了等により使用の目的を無くした時は, 原状に復し委託者の検査を受け所定の日までに返還するものとする。

(契約更新等に伴う業務引継ぎ)

第39条 受託者は本業務の契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは, 委託者の指定する者に対し, 本業務に係る全ての業務引継ぎを行うものとする。

なお, 契約の更新等に伴う引継ぎに要する一切の費用については, 新規受託者の負

担で行うものとする。

(疑義の解決)

第40条 この仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ決定するものとする。

(委託期間)

第41条 この業務に係る委託期間は委託者、受託者双方から申し出がない限り令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料の支払い)

第42条 委託料の支払いについては均等の月額払いとし、端数処理が生じた場合には協議するものとする。

(運転管理業務)

第43条 受託者は、次の運転管理業務を遂行するにあたり、各施設について適切に把握した上で、本業務を実施することとする。

また、異常等を認めた時には、委託者へ速やかに報告するとともに、必要な措置を行わなければならない。

(1) 水圧管理業務

配水圧力制御は、通常、吐出圧力を一定に保つよう運転を行っているが、受託者は、常に減圧給水とならないように浄・給水場の吐出圧を適切に管理しなければならない。

(2) 水運用管理業務

ア 受託者は、配水量の水需要予測を行い、取水量、受水量の調整を行い、配水池水量を常に適切に保つ水運用管理を行わなければならない。

イ 受託者は、受水、取水の停止、減少などの水量確保に変更が生じた場合は適宜、水需要のシミュレーションを行い、水運用に支障が生じないようにしなければならない。

ウ 受託者は、別紙3の浄・給水場の取水量・受水量・配水量の実績を参考に水運用にあたることとする。

(3) 村上給水場※における監視業務

ア 浄水場の警報装置及びセキュリティ設備による監視及び警報発令時の対応。

イ 八千代台、睦及び萱田浄水場において警備会社からの通報による対応。

ウ 不審者等の侵入が確認された場合には、警察等に通報するとともに、受託者の職員により現地確認を行うこととする。また、委託者にその旨速やかに報告しなければならない。

(4) 睦浄水場及び米本浄水場の遠方監視及び制御

ア 遠方監視制御装置による遠方操作の実施。

イ 睦浄水場における北千葉広域水道企業団からの受水量等の監視業務。

(5) 設備機器管理

- ア ポンプ類，自家用発電機等のグリス（1回／6月）及びオイル（適宜）補充
- イ 残留塩素濃度計の維持管理（1回／月）
- ウ 自家用発電機の試運転（2回／月）
- エ 浄水場及び給水場内にある弁操作（適宜）

(6) 運転管理上必要な操作

水道施設の工事，修繕，点検等において，必要に応じて次の操作を実施しなければならない。

- ア 井戸施設の弁類の開閉操作
- イ 管路施設の弁類の開閉操作
- ウ 浄水場及び給水場の弁類の開閉操作
- エ その他委託者が指示した操作

(7) 運転管理上必要な機器の操作（停止機器の号機切り替え等），または委託者からの指示による操作等を行う場合，いずれも操作前と終了後は必ず委託者へ連絡すること。

(8) 受託者は，電気系統あるいは通信回線の故障，停電及び事故等により村上給水場※における監視業務や睦浄水場及び米本浄水場の遠方監視制御が不可能となった場合は，現場運転及び監視にあたることとする。

(9) 受託者は，委託施設への資機材の搬入など，委託者の指示による現場立会いを行うこととする。

（保全管理業務）

第44条 受託者は水道施設における異常の有無及び運転状況等を確認する日常点検を毎日行い，その際必要となるデータ収集を次のとおり行うこととする。

また，異常等を認めた時には，委託者へ速やかに報告するとともに，必要な措置を行わなければならない。

(1) 日常点検及び記録

- ア 毎日，日中に1度，浄水場6箇所，給水場1箇所について点検を行うこと。
- イ 点検を行う際，施設管理に必要なデータの収集も行うこと。
- ウ 配水及び浄水設備等機械設備のほか，配水池，建築物，構築物及び屋外フェンス設備等の点検をすること。
- エ 点検終了後は，各種点検表及びデータ収集等の整理をし，各施設の配水量等，前日までの集計を行うこと。
- オ その他必要な作業。

（水質検査業務）

第45条 次の水質検査業務を遂行するにあたり，異常等が発生した場合には，直ちに委託者に報告し，指示を受け，適切な措置を講じなければならない。

(1) 浄水場及び給水区域の水質検査

ア 毎日1回実施すること。

イ 検査項目は、色、濁り、臭い、味、残留塩素濃度、pH値、電気伝導率及び水温とする。

ウ 浄・給水場内（7箇所）における水質検査及びその記録をとること。

エ 給水区域の給水栓7箇所（別紙1）における水質検査及びその記録をとること。

(2) 排水栓の水質検査

ア 指定した排水栓25箇所（別紙9）において、月1回、日勤業務中に水質検査及び記録をとること。

イ 排水栓は、道路の側溝（U字溝）等にあるため、安全には十分注意して行うこと。

ウ 検査項目は、色、濁り、臭い、味、残留塩素濃度、pH値、電気伝導率及び水温とする。採水の際、土や雨等の異物が混入しないようにすること。

エ 排水量は、排水栓に流量計をつなげ、10分間の流量から求めること。式は、以下のとおりである。

「10分当たりの排水量×6×24」を計算し、1日当たりの排水量を求める。

また、この1日当たりの排水量に、前回の測定日の翌日から今回の測定日まで日数を掛けた排水量の合計も併せて求めること。

オ 検査の結果、残留塩素濃度やpH値等に問題がある場合は、排水量の調整をすること。

排水量調整の操作は、慎重に行うこと。開栓器操作による急激な排水量増加は、赤水の発生原因となるので注意すること。

水質に問題がない場合には、流量を絞ること。なお、目標とする残留塩素濃度を0.2mg/L程度とする。

排水量を調整した場合は委託者に連絡し、1週間以内に再度水質の検査を行うこと。

(3) 水質検査用検体の採水

ア 検体の採水日及び時間

採水日は、原則月に3回とし、事前に委託者が指定する。

採水時間は、8時30分から12時までとする。

イ 検体の採水に必要な容器及び機器

（ア）採水に必要な容器等は、採水の当日、上下水道局維持管理課にて受領すること。

（イ）採水時に残留塩素濃度・pH値・電気伝導率・気温及び水温を検査すること。

ウ 検体の採水場所

水質検査用検体の採水場所7箇所（別紙1(8)）のほか，別紙1の(1)～(7)の委託施設を含むものとする。ただし，廃止井戸は除くものとする。また，その他委託者が指定する場合には，その場所についても採水を行うものとする。

採水1回当たりの移動距離は，およそ40kmで，検体を入れるボックス（幅42cm，長さ63cm，高さ33cm）4箱を積める車両を用意すること。

エ 検体の採水

採水は，水質検査用検体の採水マニュアルに従って行うこと。

オ 検体の搬送

採水した検体は，クーラーボックス（保冷剤入り）に入れ運搬し，12時まで上下水道局上水道課へ持ち込むこと。

(4) 水質測定機器

水質検査に使用する機器，試薬については，次に示すとおりとし，その他については，委託者の水質担当者の指示に従うこと。また，使用する機器及び試薬は全て受託者が用意し，管理すること。

ア 残留塩素濃度（遊離塩素）

(ア) 測定法：ジエチル-p-フェニレンジアミン（DPD）による吸光光度法

(イ) 使用機器：携帯型残留塩素濃度測定器（携帯型光電光度計）

(ウ) 使用試薬：DPD 試薬及びリン酸塩緩衝剤の混合試薬

携帯型残留塩素濃度計は，委託者で使用しているものと同程度の機器とし，その精度を維持するため，製造業者等の校正を受け校正結果書の写しを提出すること。

イ pH値

(ア) 測定法：ガラス電極法

(イ) 使用機器：携帯型pH計

(ウ) 使用試薬：フタル酸塩素標準緩衝液（pH4.01），リン酸塩標準緩衝液（pH6.86），ホウ酸塩標準緩衝液（pH9.18），電極内部液

pH計は，計量法型式承認番号を取得している指示計及び検出器を使用すること。ただし，検定は受けていなくてもよい。

週に1回は，3点校正を行うこと。電極内部液は月に1回は交換すること。

ウ 電気伝導率

(ア) 測定法：電極法

(イ) 使用機器：携帯型電気伝導率計

(ウ) 使用試薬：電気伝導率標準液

携帯型電気伝導率計は測定精度±2%以内とし，校正ができ，100μS

／cmから500 μ S／cmを測定できること。

また、月に1回は電気伝導率標準液で精度の確認を行うこと。その結果により、測定値を信頼できる値とするための校正を行うこと。

エ 水温及び気温

(ア) 使用機器：サーミスタ温度計

サーミスタ温度計は測定範囲が-5～+100℃程度であり、繰り返し精度 ± 0.2 ℃以内のものとする。

(イ) 色、濁り、臭い、味（ただし、味について原水は除く。）

(ウ) 使用機器：なし

契約後、水質測定機器及びその使用方法について、委託者の水質担当者と協議し、承諾を得ること。また、機器を変更する際も同様とする。

(その他技術業務)

第46条 受託者は、次の業務について行わなければならない。業務内容等については委託者と協議し承認を得た上実施しなければならない。

(1) 睦浄水場直送業務

浄水場施設を停止した場合に、睦浄水場からの直送等について対応すること。また、睦浄水場を停止する場合には他の浄水場から逆送を対応すること。

(2) 夜間点検業務

毎日21時以降に浄・給水場について夜間点検を実施すること。

(3) 井戸操作ケーブル点検業務

八千代台浄水場系井戸施設における操作ケーブルの添架状況について月に1回、点検すること。

(4) 井戸水位測定業務

井戸施設の水位測定を月に1回実施すること。

(5) ろ過機排水確認業務

各浄水場のろ過機排水について、月に1回確認すること。

(6) 八千代台浄水場濃縮槽汚泥引抜業務

八千代台浄水場における濃縮槽の汚泥について引抜作業を実施すること。

(7) 次亜塩素酸ナトリウム管理業務（年160回程度納品）

浄・給水場における次亜塩素酸ナトリウムの在庫確認、発注業務を行うこと。

(8) 物品調達業務

水道施設に必要な物品について別紙4のとおり調達すること。

(9) 委託者発注工事等に伴う立会等業務

委託者が別に行う点検・工事等の立ち会いや必要な操作等を行うこと。

(10) 導水管改良工事等に伴う井戸及び導水施設操作業務

委託者が発注する導水管改良工事に伴う井戸及び導水施設の操作が必要な場合、

受託者が行うこと。

(11) 関連業務に係る業務対応等

受託者が実施する関連業務に係る調査や作業等の業務対応を行うこと。

(12) 施設見学の補佐

年12回程度実施される施設見学の補佐等を行うこと。

(13) 危険物保安監督者の選任及び自主点検業務

受託者は、従事者の中から村上給水場及び睦浄水場における地下タンクについて危険物保安監督者を選任し、自主点検等を実施すること。

(14) フロン排出規制法に基づく空調設備点検業務

受託者は、別紙5の空調設備についてフロン排出規制法に基づく点検業務を、3か月に1回以上実施すること。

(15) 水道法施行規則第十七条の二第三項に基づくコンクリート構造物の点検について年に1回程度行うこと。

(修繕補修業務)

第47条 受託者は、水道施設において、修繕が必要と認めた時には次のとおり修繕を行い、安定給水に努めなければならない。

また、作業終了後には報告書を委託者に提出しなければならない。

(1) 簡易修繕

ア 受託者は、巡回点検等により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、自己施工が可能であると判断した場合、委託者に時期、修繕方法等について報告し、行うこととする。

ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに委託者に報告する。

イ 作業終了後、写真等を添付し報告すること。

ウ 設備の簡易な修繕、カメラ、工具類及び安全対策器具等については受託者の負担とする。

エ 簡易修繕に必要となる資材について浄水場等に保管している資材を使用するものとする。ただし、その資材がない場合には、委託者と協議を行うものとする。

オ 簡易な修繕等とは、次のとおりである。

(ア) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作

(イ) 足場を使用しない場所において、鏽、腐食等による剥離、鏽防止のため行う部分的な塗装

(2) 小規模修繕

ア 受託者は、委託者との協議により保全管理上、補修、交換が必要と判断した場合で一件当たり消費税および地方消費税に相当する金額を含まず、1,000千円以内、年間で5,000千円、総額で25,000千円の修繕（以下「小規模修

繕」)を本業務の範囲で行うこと。

イ 小規模修繕に要する費用、修繕方法等については、委託者と受託者で協議し、決定することとする。

ウ 小規模修繕に要する費用が1件当たり1,000千円、年間で5,000千円、総額で25,000千円を超える場合、別途協議することとする。

(関連業務)

第48条 次の関連業務を行わなければならない。関連業務の詳細については別紙6のとおりとする。

- (1) 消防設備点検業務
- (2) 危険物点検業務
- (3) 電気工作物保安管理業務
- (4) 残留塩素計点検業務
- (5) 次亜注入設備点検業務
- (6) 設備台帳保守業務
- (7) 環境保全業務

(緊急対応業務)

第49条 第22条(危機管理対応)で定めたとおり対応することとし、水道法で定められた水質基準、特に残留塩素濃度の厳守と水圧低下や断水等をさせないための緊急対応をとらなければならない。また、施設に異常が認められた場合は、臨時の巡回点検を実施すること。

(その他業務)

第50条 受託者は、本業務に係る次の業務を適切に行うこととする。

- (1) 村上給水場※における来客、電話対応をすることとする。
- (2) 委託者が必要とする資料の作成及び情報の収集等を行うこととする。

(提案事項等)

第51条 委託者及び受託者は、本仕様書によるもののほか、本委託の契約締結に際し、両者が合意した事項及び本委託の事業者選定に際し、業務提案書等を通じて、受託者が提案した事項について履行するものとする。

(1) 浄・給水場施設

No.	施設名	所在地	備考
1	八千代台浄水場	八千代市八千代台西7-2	令和4～6年度改良工事実施。
2	勝田台浄水場	勝田台3-2-1	
3	米本浄水場	米本1434-2（米本団地内）, 1434-1	
4	高津浄水場	高津832（高津団地内）	
5	村上給水場	村上1157-1(村上団地内)	令和元～3年度改良工事実施。仮設事務所を萱田浄水場に設置。
6	睦浄水場	島田台797-2	
7	萱田浄水場	ゆりのき台7-12、-11	令和元～3年度の間、仮設事務所を設置。

(2) 八千代台浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	八千代台西7-2-5	
2	第2号井	八千代台西7-2-11	(廃止)
3	第3号井	八千代台西7-2-15	(廃止)
4	第4号井	八千代台西8-473-9	
5	第5号井	八千代台北10-384-3	
6	第6号井	八千代台北11-893-1	
7	第7号井	八千代台北8-770-12	
8	第8号井	高津1489-6	
9	第9号井	高津東4-1-2	

(3) 勝田台浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	勝田台3-2-1	
2	第2号井	勝田台4-1-11	
3	第3号井	勝田690-2	

(4) 米本浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	米本2338-2	
2	第2号井	米本2338-2	
3	第3号井	米本1386-4	(廃止)
4	第4号井	米本1386-4	
5	第5号井	米本2169-3	
6	第6号井	米本2162-46	

(5) 高津浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	大和田新田59-29	
2	第2-1号井	大和田新田50-1	
3	第2-2号井	大和田新田50-1	
4	第3号井	高津738-1	
5	第4-1号井	高津832-31	
6	第4-2号井	高津832-31	
7	第5号井	高津850-27	(廃止)
8	第6号井	高津390-75	
9	第7号井	高津821-1	
10	第8号井	高津832-34	

(6)陸浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	島田台797-2	
2	第2号井	島田台754-5	
3	第3号井	島田台1189-4	
4	第4号井	島田台724-2	
5	第5号井	小池406-2	
6	第6号井	真木野219-4	
7	第7号井	島田台1174-2	(廃止)
8	第8号井	大学町5-1781-1	(廃止)

(7)萱田浄水場系取水井

No.	井戸名称	所在地	備考
1	第1号井	萱田町593-3	(廃止)
2	第2号井	大和田新田314-6	
3	第3号井	萱田2231-12	
4	第4号井	ゆりのき台2-7-7	

(8)給水区域の給水栓

No.	給水区域	地点名	所在地
1	八千代台浄水場	八千代台近隣公園	八千代台東3丁目地先ほか
2	勝田台浄水場	勝田区会館	勝田592
3	米本浄水場	郷土博物館	村上1170
4	高津浄水場	飯盛台児童公園	大和田新田252-5
5	村上給水場	7丁目公会堂	勝田台7-11
6	陸浄水場	やちよ農業交流センター	島田台2076
7	萱田浄水場	上ノ山公園	萱田町893-4

(9)水質検査用検体の採水場所

水質検査用検体の採水場所については、上記(1)～(8)の委託施設とする。ただし、廃止井戸は除くものとする。

(10)排水栓 2 1 箇所の位置

別紙 9 のとおりとする。

リスク分担表

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		委託者	受託者
実施要領	実施要領等の誤り、内容変更に関するもの	○	
応募コスト	プロポーザル応募費用に関するもの		○
内容変更	本業務の業務範囲の縮小、拡充等	○	
法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の新設・変更等	○	○
	上記以外の法制度の新設・変更等	○	○
第三者賠償	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの	△	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの	△	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）	○	△
住民問題	業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	受託者の業務に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関すること		○
施設損傷	天災等による施設の損傷	○	
	上記以外の施設の損傷		○
事故・災害	台風など予見できる風水害	○	○
	大規模天災、暴動等による業務変更・中止・延期	○	
	受託者の責めによる事故の発生		○
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	人身事故	○	○
	不可抗力による事故の発生	○	
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	△
	委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの	△	○
	水道事業者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	△
経費上昇	委託者の責による業務内容・用途変更等に起因する経費の増大	○	
	原水の水量・水質の変動による施設の能力・機能上による経費の増加	○	
	上記及び物価上昇以外の要因による経費の増大		○

○：リスクを負う場合

△：過失などの帰責事由がある場合リスクを負う可能性があるもの又は、一定の基準や協議によりリスクを分担する場合

別紙3 取水量・配水量・受水量

(1) 浄水場別 取水量・配水量

単位：m³

年度	平成29年度		平成30年度	
	取水量	配水量	取水量	配水量
八千代台浄水場	2,385,916	3,002,235	2,424,553	3,032,920
勝田台浄水場	995,476	1,094,746	955,268	1,094,009
米本浄水場	1,650,394	976,524	1,515,652	1,002,124
高津浄水場	1,848,522	3,366,853	2,008,382	3,318,857
村上給水場	0	3,795,992	0	3,838,143
睦浄水場	1,478,275	4,431,131	1,834,169	4,380,581
萱田浄水場	1,257,260	2,230,884	721,062	2,270,708
計	9,615,843	18,898,365	9,459,086	18,937,342

(2) 北千葉広域水道企業団からの受水量

単位：m³

年度	平成29年度	平成30年度
睦浄水場	9,533,535	9,727,926

別紙4 物品等調達一覧

品名	規格	年間購入数量
(1) 記録紙		
記録計用記録紙	XP-5000DE同等費	24 冊
(2) O A機器用品		
睦LCDプリンタインク (黒)	E P S O N L P - S 950	2 個
睦LCDプリンタインク (カラー)	E P S O N L P - S 950	3 個
睦LCDプリンタ感光体ユニット (4色)		適宜
睦LCDプリンタ その他消耗品	廃トナーボックス, 転写ユニット, 定着ユニット	適宜
米本LCDプリンタインク (黒)	C A N N O N L B P 9200 C	2 個
米本Dプリンタインク (カラー)	C A N N O N L B P 9200 C	3 個
睦LCDプリンタメンテナンスキット等	FUSER KIT, ITB UNIT KIT, 回収トナーボックス	適宜
FAXトナー	Brother TN27J	2 個
FAXドラム	Brother DR22J	1 個
(3) 水質検査業務用薬品		
試薬 (DPD)		30 箱
標準緩衝液	(ほう酸塩 pH標準液) 500m l	5 本
標準緩衝液	(中性りん酸塩 pH標準液) 500m l	5 本
標準緩衝液	(フタル酸塩 pH標準液) 500m l	5 本
p H計電極内部液 500m l		5 本
p H計電極		4 本
純水		4 箱
電機伝導率計標準液		4 本
電機伝導率計電極		4 本
残留塩素計点検校正費		4 式
(4) 通信運搬費		
電話回線	各浄・給水場	7 回線
FAX用回線	村上給水場	1 回線
小型遠方監視装置用回線 (更新前)	八千代台, 勝田台, 米本, 高津, 村上	5 回線
遠方監視装置用回線 (更新後)	八千代台, 勝田台, 米本, 高津, 村上, 睦, 萱田	7 回線
遠方監視制御等	専用回線: 睦~村上1回線, 睦井戸5回線, 米本~村上1回線, 萱田井戸3回線, 高津井戸3回線	13 回線
監視カメラ用回線	光ファイバー回線: 村上給水場 (親局) +各浄水場6箇所 (子局)	7 回線
(5) 非常用発電機関係		
A重油		3,000 0
(5) オイル関係		
タービンオイル	年1缶400程度	2 缶
グリス	年1個1,000 g 程度	2 個
ギアオイル	年個500m0程度	1 子
ディーゼルオイル	年1缶100	1 缶

別紙5 空調設備

No.	施設名称	設置場所	室外機 設置場所	種類	冷媒種類	圧縮機出力 (Kw)	簡易 点検	定期 点検	室内機 台数	室内機 規格
1	八千代台	水質試験室	屋外	店舗	R22	1.5	○	-	1	壁掛け
2	八千代台	水質試験室	屋外	店舗	R22	1.9	○	-	1	床置き
3	八千代台	水質試験室	屋外	店舗	R22	1.9	○	-	1	壁掛け
4	八千代台	水質試験室	屋外	店舗	R410A	0.75	○	-	1	天吊り
5	八千代台	水質試験室	屋外	店舗	R22	1.5	○	-	1	天吊り
6	八千代台	1系電機室	屋外	店舗	R22	5.5	○	-	1	床置き
7	八千代台	次亜注入機室	屋外	ルームエアコン	R410A	0.6	-	-	1	壁掛け
8	八千代台	水質試験室	屋外	ルームエアコン	R22	0.6	-	-	1	壁掛け
9	八千代台	宿直室	屋外	ルームエアコン	R22	不明	-	-	2	壁掛け
10	勝田台	電機室3号機	屋外	店舗	R410A	3.2	○	-	1	天吊り
11	勝田台	受変電室1号機	屋外	店舗	R410A	3.2	○	-	1	天吊り
12	勝田台	受変電室2号機	屋外	店舗	R410A	3.2	○	-	1	天吊り
13	勝田台	次亜注入室1号機	屋外	マルチ	R410A	2.8	○	-	1	天埋め
14	勝田台	次亜注入室2号機	屋外	マルチ	R410A	2.8	○	-	1	天埋め
15	米本	第2浄水場電気室	屋外	パッケージ	R410A	7.2	○	-	2	天吊り
16	米本	第2浄水場動力盤室	屋外	パッケージ	R410A	7.2	○	-	2	天吊り
17	米本	第1浄水場次亜注入機室	屋外	パッケージ	R410A	6	○	-	1	天吊り
18	米本	第1浄水場次亜注入機室	屋外	パッケージ	R410A	6	○	-	1	天吊り
19	高津	次亜貯留槽室	屋外	ルームエアコン	R410A	0.6	-	-	1	壁掛け
20	村上	管理棟電気室	屋外	マルチ	R410A	4	○	-	2	天埋め
21	村上	管理棟電気室	屋外	マルチ	R410A	4	○	-	2	天埋め
22	村上	管理棟電気室	屋外	マルチ	R410A	2.5	○	-	1	天埋め
23	村上	管理棟事務室	屋外	マルチ	R410A	2.5	○	-	2	天埋め
24	村上	管理棟監視室	屋外	マルチ	R410A	1.6	○	-	2	天埋め
25	村上	管理棟水質試験室	屋外	マルチ	R410A	2.5	○	-	2	天埋め
26	村上	管理棟会議室	屋外	マルチ	R410A	1.6	○	-	2	天埋め
27	村上	第3配水池電気室	屋外	マルチ	R410A	4	○	-	1	天吊り
28	村上	管理棟休憩室	屋外	ルームエアコン		0.8	-	-	1	壁掛け
29	村上	管理棟薬注室	屋外	ルームエアコン		1	-	-	1	壁掛け
30	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	1.8	○	-	1	天埋め
31	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
32	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
33	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
34	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
35	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
36	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
37	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
38	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
39	睦	電気機械棟	屋上	店舗	R410A	4	○	-	2	天埋め
40	睦	次亜注入電機室	屋外	店舗	R410A	4	○	-	1	天吊り
41	萱田	監視室	屋外	店舗	R410A	3	○	-	1	天埋め
42	萱田	第二電気室	屋外	マルチ	R407C	5.5	○	-	2	天埋め
43	萱田	第二電気室	屋外	マルチ	R407C	5.5	○	-	2	天埋め
44	萱田	第一電気室	屋外	ルームエアコン	R32	0.59		-	1	壁掛け

(1) 消防設備 点検

各施設における消防設備について次の表に基づき点検を行うものとする。

各施設 消防設備一覧(1)

施設名	種類	規格等	数量	外観機能総合点検	外観機能点検
				実施月	実施月
八千代台	消火器	ABC 消火器 (10型)	7本	7月	2月
		ABC 消火器 (50型)	1本		
		二酸化炭素消火器	2本		
	誘導灯	避難口灯 (小型)	3基	7月	2月
		電源設備	1式		
		配線設備	1式		
勝田台	消火器	ABC 消火器 (10型)	4本	7月	2月
米本	消火器	ABC 消火器 (10型)	6本	7月	2月
		ABC 消火器 (50型)	1本		
	誘導灯	避難口灯 (小型)	3基	7月	2月
		電源設備	1式		
		配線設備	1式		
村上	自動火災 報知機	発信機 (P型2級)	3個	7月	2月
		受信機 (P型2級)	3台		
		差動式スポット型感知器	43個		
		定温式スポット型感知器	2個		
		煙感知器	2個		
		電源設備	1式		
	消火器	ABC 消火器 (10型)	10本	7月	2月
		強化液消火器 (小型)	1本		
		ABC 消火器 (50型)	1本		
	誘導灯	避難口灯 (小型)	2基	7月	2月
		電源設備	1式		
		配線設備	1式		
高津	消火器	ABC 消火器 (10型)	2本	7月	2月
		ABC 消火器 (50型)	1本		

各施設 消防設備一覧(2)

施設名	種類	規格等	数量	外観機能総合点検	外観機能点検
				実施月	実施月
萱田	消火器	ABC 消火器 (10型)	9本	7月	2月
		ABC 消火器 (50型)	1本		
	誘導灯	避難口灯 (小型)	4基	7月	2月
		電源設備	1式		
		配線設備	1式		
睦	自動火災 報知機	受信機 (P型1級)	1台	7月	2月
		受信機 (P型2級)	3台		
		定温式スポット型感知器	3個		
		光電式スポット型感知器	47個		
		発信機 (P型1級)	1個		
		発信機 (P型2級)	4個		
		音響設備	4個		
		表示灯 (30V)	5個		
	電源設備	1式			
	消火器	ABC 消火器 (10型)	14本	7月	2月
		ABC 消火器 (50型)	1本		
	誘導灯	避難口灯 (小型)	14基	7月	2月
		電源設備	1式		
		配線設備	1式		

(2) 危険物点検業務

1 対象施設

- (1) 村上給水場 敷地内地下貯蔵タンク SF 二重殻タンク 1 基 A 重油 8,000ℓ
- (2) 睦浄水場 敷地内地下貯蔵タンク SF 二重殻タンク 1 基 A 重油 8,000ℓ

2 業務内容

(1) 定期点検業務

平成 16 年 3 月 18 日付け消防第 33 号「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成 19 年 3 月 28 日付け消防危第 66 号により一部改正)に基づくものとする。

(2) 報告業務

(3) 電気工作物保安管理業務

1 対象設備

施設名	需要設備		非常用発電設備			太陽光発電設備
	電圧 (V)	容量 (KVA)	種類	電圧 (V)	容量 (KVA)	
八千代台	6,600	500	ガスタービン	6,600	500	なし
勝田台	6,600	300	なし			なし
米本	6,600	750	ガスタービン	400	500	なし
高津	6,600	750	ディーゼル	6,600	400	なし
村上	6,600	700	ガスタービン	6,600	1,000	なし
睦	6,600	1,700	ガスタービン	6,600	1,500	20kw
萱田	6,600	600	ガスタービン	200	300	20kw

2 保安管理業務措置事項

- (1) 対象施設に係る電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（保安規定別表「点検、測定及び試験の基準等」のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項または適合しないおそれがある場合は、その内容と必要な措置について委託者に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生するおそれがある場合において、委託者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止のためにとるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法等の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前記に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きについての助言を行うこと。
- (5) 前記に掲げる自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- (6) 前記に掲げる自家用電気工作物の設置または変更の工事について、委託者の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。この点検の頻度は週1回とする。

3 点検の種類

「2 保安管理業務措置事項(1)」における点検の種類は次のとおりとする。

- (1) 月次点検 毎月1回

別紙6 関連業務

- (2) 年次点検・精密点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

4 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

5 保安管理業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、保安管理業務に実施する者（以下「保安業務担当者」とする）には、電気事業法施行規則に適合する者を充てることとする。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 受託者は、保安業務担当者及び保安業務従事者を、受託者への連絡方法とともに、委託者は面接等により保安業務担当者本人の確認を行うこととする。
- (5) 保安業務担当者及び保安業務従事者に変更が生じた場合も同様とする。
- (6) 受託者の保安業務担当者は、委託者の契約対象電気工作物における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示することとする。

6 記録の保存

- (1) 受託者が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録等は、双方において3年間保存することとする。

7 緊急時の対応

- (1) 受託者は、委託者に電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、各施設へは、原則として1時間以内に到達し対応すること。

8 定期点検に伴う仮設電源の用意

停電により設備を停止状態にしての点検については、次の2施設に対して仮設電源を用意すること。

- (1) 睦浄水場 3φ3W200V 容量2kVA
- (2) 村上給水場 1φAC100V10Aを4系統

(4) 残留塩素計点検業務

1 点検調整対象機器

施設名	メーカー名・型番	数量	備考	更新時期
八千代台	堀場製作所・HR-200	1	原水用	-
		1	配水用	
勝田台	未定*	1	原水用	R2年度
		1	配水用	
米本	堀場製作所・HR-200	1	原水用	-
		1	沈砂池用	
		1	配水用	
高津	堀場製作所・HR-200	1	原水用	-
		1	配水用	
村上	未定*	1	受水用	R1~3年度
		1	配水用	
睦	未定*	1	原水用	R2年度
		1	送配水用	
萱田	堀場製作所・HR-200	1	原水用	-
		1	受水用	
		1	配水用	

* メーカー名・型番は未定だが、他の浄水場と同等品を導入予定。

2 点検調整項目

【残留塩素計本体及び周辺の点検】

- (1) カソード極の点検及び表面状態に応じて電極の研磨
- (2) 測定セルの洗浄
- (3) 電極研磨用ビーズの点検，交換
- (4) サンプルング水量確認
- (5) チェック回路確認
- (6) 残留塩素計の接続配管露出部の漏水・亀裂・取付状態の点検
- (7) 残留塩素計の配管の漏水・亀裂・取付状態の点検
- (8) 減圧弁バルブ類の減圧・開閉の動作確認
- (9) メッシュフィルタの洗浄・交換
- (10) フィルタカートリッジの交換

(5) 次亜注入設備点検業務

1 点検対象機器

- (1) 八千代台浄水場 (ダイヤフラム式次亜注入ポンプ2台・オーヤラックス社製)
- (2) 勝田台浄水場 (液中式次亜注入ポンプ2台・タクミナ社製)
- (3) 米本浄水場 (一軸偏芯ねじ式次亜注入ポンプ2台・兵神装備社製)
- (4) 高津浄水場 (未定)*1
- (5) 睦浄水場 (ダイヤフラム式次亜注入ポンプ2台・共立機巧社製)
- (6) 萱田浄水場 (液中式次亜注入ポンプ2台・タクミナ社製)

*1 令和2年度更新予定のため。

2 点検内容等

- (1) 次亜注入ポンプの目視点検および吐出量測定
- (2) 配管, バルブの目視点検
- (3) 次亜注入点の分解清掃
- (4) ストレーナフィルタ清掃 (年1回)
- (5) その他不良機器の調査及び分解清掃

(6) 設備台帳管理業務

1 受託者は、設備台帳に係る運用管理を行うものとする。なお、設備台帳についてシステム等を用いる場合にはその賃借料を含むものとする。

- (1) 巡回点検等に係るデータ入力
- (2) 設備台帳への点検結果及び修繕等のデータ入力
- (3) 設備台帳の報告：年1回、その他に委託者が求めたとき

(7) 環境保全業務

(共通次項)

1 業務内容

- (1) 植栽管理業務
- (2) 清掃業務
- (3) 浄化槽管理業務

2 提出書類

- (1) 施工計画書
- (2) 業務完了報告書
- (3) 作業報告書(作業箇所・写真等)(植栽管理業務, 定期清掃, 浄化槽管理業務のみ)
- (4) その他当局の指定するもの

以上, これらに要する費用は, 全て受託者の負担とする。

3 作業時間

作業時間は, 原則として平日の8時30分から17時までとする。

(植栽管理業務)

1 実施場所及び業務内容

(1) 八千代台浄水場 八千代市八千代台西7-2

八千代台4号井戸 八千代市八千代台西8-473-9

- ・除草(集草処理含む) 2,098 m²×(年3回)
- ・剪定(中低木・寄植え) 240 m²×(年1回)
- ・剪定(高木) 11本×(年1回)
- ・清掃(舗装面・側溝) 775 m²×(年3回)

※八千代台4号井戸については除草(集草処理含む)のみ年3回とする

(2) 勝田台浄水場 八千代市勝田台3-2-1

- ・除草(集草処理含む) 350 m²×(年3回)
- ・剪定(中低木・寄植え) 110 m²×(年1回)
- ・剪定(高木) 1本×(年1回)
- ・清掃(舗装面・側溝) 354 m²×(年3回)

(3) 米本第一浄水場 八千代市米本1434-2(米本団地内)

米本第二浄水場 八千代市米本1434-1

米本6号井戸 八千代市米本原内2162-46

- ・除草(集草処理含む) 1,894 m²×(年3回)
- ・剪定(中低木・寄植え) 1,169 m²×(年1回)
- ・剪定(高木) 3本×(年1回)
- ・清掃(舗装面・側溝) 835 m²×(年3回)

除草1,000 m²について緑化ブロック等の斜面があるため, 高所作業車等を用いる

こととする。

- (4) 高津浄水場 八千代市高津832 (高津団地内)
高津2-1号井戸, 2-2号井戸, 4-1号井戸, 4-2号井戸
- ・除草(集草処理含む) 817 m²×(年3回)
 - ・剪定(中低木・寄植え) 79 m²×(年1回)
 - ・剪定(高木) 11本×(年1回)
 - ・清掃(舗装面・側溝) 300 m²×(年3回)
- (5) 村上給水場 八千代市村上1157-1 (村上団地内)
- ・除草(集草処理含む) 2,034 m²×(年3回)
 - ・剪定(中低木・寄植え) 227 m²×(年1回)
 - ・剪定(高木) 1本×(年1回)
 - ・清掃(舗装面・側溝) 349 m²×(年3回)
- (6) 村上第一汚水中継ポンプ場跡地 八千代市村上1157-13
- ・除草(集草処理含む) 1,500 m²×(年3回)
- (7) 睦浄水場 八千代市島田台797-2
- ・除草(集草処理含む) 3,740 m²×(年3回)
 - ・剪定(中低木・寄植え) 382 m²×(年1回)
 - ・清掃(舗装面・側溝) 1,284 m²×(年3回)
- (8) 萱田浄水場 八千代市ゆりのき台7-12、11
- ・除草(集草処理含む) 4,190 m²×(年3回)
 - ・剪定(中低木・寄植え) 464 m²×(年1回)
 - ・剪定(高木) 22本×(年1回)
 - ・清掃(舗装面・側溝) 1,780 m²×(年3回)
- (9) 上記以外の井戸施設については、清掃や剪定を適宜行う。

2 業務実施方法

- (1) 除草等の実施時期は、委託者と協議するものとする。
- (2) 作業の内容は、次のとおりとする。
- ① ハンドガイド式及び肩掛式草刈機による除草
 - ② 人力抜根及び除草
 - ③ 集草処理
 - ④ 剪定
 - ⑤ 縁切り
 - ⑥ 害虫駆除(捕殺)
- (3) 刈払機を使用する者は、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を受講しなければならない。また、受講証の写しを提出しなければならない。
- (4) 植栽管理業務で発生したゴミ等については適切に処分するものとし、その費用は受託者の負担とする。

- (5) 害虫駆除については薬品等を用いず補殺するものとし、年1回程度実施するものとする。

(清掃業務)

1 業務内容

(1) 日常清掃

- ① 清掃：掃き清掃等、トイレ清掃（村上給水場：毎日1回、他浄水場：週1回以上）
 ② 整頓：竣工図などの図書の整理整頓を行い、管理するものとする。

(2) 定期清掃

清掃内容は、床清掃（除塵、水拭き、ワックス掛け等）とする。清掃箇所、面積及び回数については次表のとおりとする。

清掃箇所及び清掃面積 (1)

浄水場及び給水場	室名	面積 m ²	ワックス	備考
村上給水場 年2回	廊下	53.8	○	塩ビシート部分
	水質試験室	74.7		コンクリート叩き、塗装仕上げ
	薬注室	23.5		コンクリート叩き、塗装仕上げ
	電気室	130.4	○	フリーアクセス 帯電防止複層ビニル床タイル
	発電機室	74.8	○	帯電防止長尺塩ビシート部分
	会議室	26.4	○	塩ビシート部分
	事務室	60.8	○	フリーアクセス 帯電防止複層ビニル床タイル
	監視室	78.2	○	フリーアクセス 帯電防止複層ビニル床タイル
	休憩室	15.7	○	塩ビシート部分
	給湯室	14.3	○	塩ビシート部分
	更衣室	8.4	○	塩ビシート部分
	換気機械室	39.7		コンクリート叩き、塗装仕上げ
	便所	8.1	○	塩ビシート部分
	新電気室(2階・3階)	98.0	○	塩ビシート部分
計	707.0	569.0		
八千代台浄水場 年1回	勤務室	64.0	○	ビニル部分
	玄関・出入口	31.0		陶器タイル部分
	受変電室(1階)	80.0	○	ビニル部分
	電気室(2階)	90.0	○	*階段(7m)含む
	2系電気室	26.0	○	ビニル部分
	水質試験室	58.0	○	ビニル部分
計	349.0	318.0		
米本浄水場 年1回	通路(第一)	5.0	○	半硬質ビニル床タイル部分
	リネージ盤室(第一)	11.0	○	半硬質ビニル床タイル部分
	遮断弁操作盤室(第一)	85.0		コンクリート叩き、塗装仕上げ
	動力盤室(第二)	78.0	○	ビニル部分
	受変電室(第二)	58.0	○	ビニル部分
	電気室(第二)	65.0	○	ビニル部分
計	302.0	217.0		
高津浄水場 年1回	ポンプ室	145.0	○	ビニル部分 (階段部分を含む)
	電気室	40.0	○	
	新電気室(1階・2階)	120.0	○	
	廊下	57.0	○	
	監視室	53.0	○	
計	415.0	415.0		

清掃箇所及び清掃面積 (2)

萱田浄水場 年1回	電気室	136.0	○	ビニタイル部分
	事務室	30.0	○	ビニタイル部分
	廊下・階段	16.0	○	ビニタイル部分・一部陶器タイル
	玄関ホール	24.0		陶器タイル部分
	屋外たたき(スロープ含む)	40.0	○	レイフラットタイル部分、水少なく。
	新電気室	110.0	○	
	新監視室	40.0	○	耐電防止用ワックス薄めに使用すること。
	新玄関ホール	22.0	○	
	計	418.0	394.0	
勝田台浄水場 年1回	監視棟(1階・2階)	135.0	○	ビニタイル部分
	電気室	31.0	○	ビニタイル部分
	計	166.0	166.0	
睦浄水場 年1回	新電気室(フローア)	323.0	○	ビニタイル部分
	新電気室(1階階段フローア)	13.0	○	ビニタイル部分
	新電気室(地下階段フローア)	11.0	○	ビニタイル部分
	新電気室(屋上階段フローア)	14.0	○	ビニタイル部分
	旧ポンプ室(2階フローア)	140.0	○	ビニタイル部分
	旧ポンプ室(階段フローア)	10.0	○	ビニタイル部分
	計	511.0	511.0	
清掃面積	合計	707.0	569.0	1回目(村上給水場)
清掃面積	合計	2,868.0	2,590.0	2回目(全箇所)

(3) 空調設備及び計装盤等のフィルター清掃及び点検

- ① 空調設備は別紙5のとおり。
- ② 年2回、空調設備及び計装盤等のフィルター清掃を行なうこと。

(浄化槽管理業務)

1 業務場所 八千代市島田台797-2 睦浄水場

2 浄化槽の種類及び型式

(1) 型式 クボタHY-5種類 合併式浄化槽 5人式

(2) 方式 流量調整型担体流動接触曝気循環方式

(3) 能力 1.0m³/日

3 業務内容

(1) 浄化槽の余剰汚泥汲み取り及び清掃 年1回(概ね8月に実施)

(2) 浄化装置の保守点検整備等 年3回(概ね5月, 9月, 1月に実施)

① 保守点検整備

嫌気ろ床槽, 接触曝気槽, 担体流動生物ろ過槽, 循環装置, 逆洗装置, 沈殿槽, 消毒槽, ブロアの機能点検及び消毒薬の補充

② 水質検査項目

臭気, 透視度, pH, 残留塩素濃度, 溶存酸素量

③ 水質検査箇所

嫌気ろ床槽, 担体流動生物ろ過槽, 放流水

(その他)

1 指示の励行

業務の遂行にあたり、委託者と密に連絡をとり、業務に支障をきたすことがないように配慮し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 各種工事等との協調

業務の進行に関連し、各種工事等との協調を図らなければならない。

3 手続き

受託者は、関係諸官庁に対する一切の手続を行なうと共に、委託業務開始に支障のないようにしなければならない。必要な経費は受託者の負担とする。

4 変更の範囲

本委託の施行上必要があれば変更予定図等を提出し、委託者の承認を得て変更することができる。

5 注意事項

- (1) 本業務委託の実施にあたっては、他の設備に支障を来さないように充分注意をして安全作業に心がけなければならない。
- (2) 市民生活に重要な水道施設なので、衛生面には充分注意を払わなければならない。
- (3) 建物及び諸設備等に損傷等を与えた場合、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 住宅街内に施設がある場合には、騒音等に注意しなければならない。
- (5) 清掃に要する機械器具、材料等は、床材に適したものを使用すること。引火性の薬品は、絶対に使用しないこと。
- (6) 受変電室等、危険と思う場所については、委託者と協議し、立会いを求めるものとする。

別紙7 施設概要

(1) 八千代台浄水場

所在地：八千代市八千代台西7-2 敷地面積：4,982.09㎡ 供用開始：昭和42年4月1日

給水能力		9,120m ³ /日								
水源		地下水（2号井, 3号井は平成15年6月に廃止）, 一部受水（表流水）								
取水戸	深井	第1号井	取水地点	八千代市八千代台西7-2-5	口径	300mm	深度	170m		
		2(廃)	〃	〃	7-2-11	〃	300	〃	170	
		3(廃)	〃	〃	7-2-15	〃	300	〃	190	
		4	〃	〃	8-473-9	〃	300	〃	220	
		5	〃	八千代市八千代台北10-384-3	〃	300	〃	170		
		6	〃	〃	11-893-1	〃	300	〃	170	
		7	〃	〃	8-770-12	〃	300	〃	163	
		8	〃	八千代市高津新山1489-6	〃	300	〃	161		
		9	〃	八千代市高津東4-1-2	〃	300	〃	160		
施設	取水ポンプ	第1号	吐出口径	125mm	揚水量	1.50m ³ /min	揚程	57.0m	出力	22kW
		2(廃)	〃	100	〃	1.25	〃	37.5	〃	15
		3(廃)	〃	100	〃	1.00	〃	54.0	〃	15
		4	〃	125	〃	1.25	〃	63.0	〃	22
		5	〃	125	〃	1.40	〃	90.0	〃	37
		6	〃	125	〃	1.20	〃	80.0	〃	30
		7	〃	125	〃	1.04	〃	100.0	〃	30
		8	〃	125	〃	1.25	〃	104.0	〃	37
		9	〃	125	〃	1.25	〃	104.0	〃	37
導水設	導水管	口径 300mm : 337.0m			口径 250mm : 1,173.0m			口径 200mm : 2,664.0m		
		口径 150mm : 1,024.7m			合計			5,198.7m		
浄水	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ（ダイヤフラム式） 525m ³ /min×2台 貯留タンク（ポリエチレン製） 5m ³ ×2基							
	ろ過ポンプ	第1号	供用開始	平成8年5月1日						
		2	吐出口径	200mm	吐出量	4.43m ³ /min	揚程	25.0m	出力	30kW
施設	ろ過設備	マンガン砂	ステンレス鋼製圧力式密閉型 3基（内1基予備） 内径：3.7m 直線部高：3.0m 総高：5.8m ろ過速度：600m ³ /日 処理水量：6,375m ³ /日×2基=12,750m ³ /日							
		逆洗ポンプ	計画処理水量：14,150m ³ /日 マンガン砂積高：1.6m（17,200ℓ/基） 逆洗ポンプ吐出口径：250mm 吐出量：8.6m ³ /min 揚程：15m 出力37kW							
	排水用ろ過機	ステンレス鋼製連続移動床砂ろ過方式 1基 内径：1.4m 高さ：4.2m 処理水量：15.2m ³ /h×1基=15.2m ³ /h ろ過速度：9.9m ³ /h ろ過材：マンガン砂								

別紙7 施設概要

浄水施設	ろ過ポンプ井	鉄筋コンクリート (RC) 造 (半地下式) 一体築造 中間壁4池分離 (矩形)								
	排水調整池	ろ過ポンプ井 : 巾 5.8m 長さ 12.5m 水深 4.8m 容量 268.2m ³								
	備	排水調整池 : " 5.8 " 11.5 " 4.8 " 246.7								
	設	逆洗ポンプ井 : " 3.0 " 11.5 " 4.8 " 127.6 着水井 : " 3.0 " 14.5 " 4.8 " 160.9								
配水	配水池	角型プレストレストコンクリート造 : 供用開始平成14年3月29日 容量 第1号 : 1,155m ³ 第2号 : 1,155m ³ 第3号 : 1,650m ³ 円形プレストレストコンクリート造 容量 第4号 : 3,040m ³ 貯水量合計 7,000m ³ (給水能力の約18時間分)								
	配水ポンプ	第1号	吐出口径	200mm	吐出量	4.00m ³ /min	揚程	40.0m	出力	45.0kW
施設	ポンプ	2	"	200	"	4.00	"	40.0	"	45.0
		3	"	200	"	4.00	"	40.0	"	45.0
		4	"	150	"	2.70	"	38.0	"	45.0
		5	"	150	"	2.17	"	38.0	"	37.0
		6	"	150	"	2.17	"	38.0	"	37.0
		7	"	150	"	2.70	"	38.0	"	45.0
動力設備	契約電力	227kW								
	自家発電設備	交流発電機 500kVA エンジン : ガスタービン441kW (610PS) 単純開放一軸式								
監視設備	簡易テレメーターによる監視									
防犯設備	防犯カメラによる監視・通報装置による警備委託									

※ 給水能力 : 浄水場から給水することができる一日最大水量

別紙7 施設概要

(2) 勝田台浄水場

所在地：八千代市勝田台3-2-1 敷地面積：3,188.74㎡ 供用開始：昭和44年11月1日

給水能力		5,250m ³ /日		
水源		地下水,一部受水(表流水)		
取水	深井戸	第1号井	取水地点 八千代市勝田台3-2-1 口径 300mm 深度 290m	
		2	〃 〃 4-1-11 〃 300 〃 165	
		3	〃 八千代市勝田五反目台690-2 〃 300 〃 160	
施設	取水ポンプ	第1号	吐出口径 125mm 揚水量 1.33m ³ /min 揚程 50.0m 出力 19kW	
		2	〃 125 〃 1.50 〃 44.5 〃 19	
		3	〃 125 〃 1.33 〃 55.0 〃 22	
導水設	導水管	口径 300mm : 364.0m 口径 200mm : 497.3m 合計 861.3m		
浄水施設	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ(液中バルブレス式) 300m ³ /min×2台 貯留タンク(ポリエチレン製) 3m ³ ×2基	
	ろ過	ポンプ	第1号	供用開始 平成8年5月1日
			2	吐出口径 200mm 吐出量 3.65m ³ /min 揚程 22.0m 出力 22kW 〃 200 〃 3.65 〃 22.0 〃 22
	ろ過設備	マンガン砂		ステンレス鋼製圧力式密閉型 2基(内1基予備) 内径:3.4m 直線部高:3.0m 総高:5.9m ろ過速度:579m/日 処理水量:5,250m ³ /日×1基=5,250m ³ /日
		ろ過設備		計画処理水量:5,250m ³ /日 マンガン砂積高:1.6m(14,500ℓ/基) 逆洗ポンプ吐出口径:200mm 吐出量:7.26m ³ /min 揚程:15m 出力30kW
		排水用ろ過機設備		ステンレス鋼製連続移動床砂ろ過方式 1基 内径:1.4m 高さ:3.9m 処理水量:12.8m ³ /h×1基=12.8m ³ /h ろ過速度:8.3m/h ろ過材:マンガン砂
ろ過ポンプ井	排水調整池		鉄筋コンクリート(RC)造(半地下式) 一体築造 中間壁2池分離(矩形) ろ過ポンプ井:巾 6.0m 長さ 6.0m 水深 3.5m 容量 126.0m ³ 排水調整池:巾 6.0m 長さ 6.9m 水深 3.5m 容量 132.6m ³	
	配水池		ステンレス鋼板製矩形型全溶接造 容量 2,850m ³ ×1池 貯水量合計 2,850m ³ (給水能力の約13時間分)	
配水施設	配水ポンプ	第1号	吐出口径 200mm 吐出量 3.65m ³ /min 揚程 37.0m 出力 37.0kW	
		2	〃 200 〃 3.65 〃 37.0 〃 37.0	
		3	〃 200 〃 3.65 〃 37.0 〃 37.0	
動力備	契約電力	122kW		
監視設備	簡易テレメーターによる監視			
防犯設備	防犯カメラによる監視			
その他の設備		配水ポンプ緊急停止設備 地震等災害時に配水管からの漏水等で水の流出が多量にあった場合、地震計・配水流量計からの電気信号にて、自動的に配水ポンプを緊急停止させてステンレス製配水池内の水を確保し、緊急貯水槽として応急給水を可能とした設備。		
改良工事の状況		平成19年度～平成20年度に改良工事(ステンレス配水池築造、配水ポンプ等設備等改良、施設等撤去整備工事)を実施		

別紙7 施設概要

(3) 米本浄水場

所在地:八千代市米本1434-2 (米本団地内) 敷地面積:2,233.79㎡ 供用開始:昭和45年9月1日
 :八千代市米本1434-1 :1,971.40㎡

給水能力		5,000m ³ /日	
水源		地下水(3号井は平成28年2月に廃止),一部受水(表流水)	
取水戸	深井	第1号井	取水地点 八千代市米本根切2338-2 口径 300mm 深度 180m
		2	〃 〃 〃 300 〃 180
		3(廃)	〃 八千代市米本砂押台1386-4 〃 300 〃 204
		4	〃 〃 〃 300 〃 181
		5	〃 〃 原内2169-3 〃 300 〃 181
		6	〃 〃 原内2162-46 〃 300 〃 223
施設	取水ポンプ	第1号	吐出口径 125mm 揚水量 1.524m ³ /min 揚程 67.0m 出力 30kW
		2	〃 125 〃 1.524 〃 67.0 〃 30
		3	〃 125 〃 1.524 〃 67.0 〃 30
		4	〃 125 〃 1.524 〃 67.0 〃 30
		5	〃 125 〃 1.524 〃 67.0 〃 30
		6	〃 100 〃 0.800 〃 65.0 〃 19
導水設	導水管	口径 300mm : 127.0m 口径 250mm : 422.4m 口径 200mm : 490.0m 口径 150mm : 787.0m 合計 1,826.4m	
浄水施設	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ(一軸偏芯ねじ式) 436ml/min×2台(内1台予備) 貯留タンク(ポリエチレン製) 5m ³ ×2基
	ろ過ポンプ	第1号	供用開始 平成10年5月11日
	ろ過ポンプ	2	吐出口径 200mm 吐出量 4.24m ³ /min 揚程 32.0m 出力 37kW
	ろ過ポンプ	2	〃 200 〃 4.24 〃 32.0 〃 37
	ろ過ポンプ井	巾 4.0m 長さ 10.0m 水深 4.0m 容量 160.0m ³	
	マンガン砂ろ過設備	ステンレス鋼製圧力式密閉型 2基(内1基予備) 内径:3.6m 直線部高:3.0m 総高:5.5m ろ過速度:600m ³ /日 処理水量:6,000m ³ /日×1基=6,000m ³ /日 計画処理水量:6,103m ³ /日 マンガン砂積高:1.6m(17,900ℓ/基) 逆洗ポンプ吐出口径:250mm 吐出量:8.14m ³ /min 揚程:15.0m 出力37kW	
排水用ろ過機設備	ステンレス鋼製連続移動床砂ろ過方式 1基 内径:1.4m 高さ:4.2m 処理水量:15m ³ /h×1基=15m ³ /h		
排水調整池	鉄筋コンクリート造:巾6.3m×長10.5m×水深4.0m 容量264.6m ³ ×1池		
配水施設	配水池		鉄筋コンクリート造 容量 第1号:876m ³ 第2号:1,076m ³ 第3号,第4号:1,333m ³ 貯水量合計 3,285m ³ (給水能力の約16時間分)
	配水ポンプ	第1号	吐出口径 100mm 吐出量 1.7m ³ /min 揚程 53.0m 出力 30.0kW
		2	〃 100 〃 1.7 〃 53.0 〃 30.0
		3	〃 100 〃 1.7 〃 53.0 〃 30.0
		4	〃 100 〃 1.7 〃 53.0 〃 30.0
	返送ポンプ	吐出口径 150mm 吐出量 2.30m ³ /min 揚程 55.0m 出力 37.0kW×2台	

別紙7 施設概要

動力設備	契約電力	258kW
	自家発電設備	交流発電機 500kVA エンジン：ガスタービン機関 600PS（単純開放サイクル一軸式）
遠方監視制御設備	1：1方式 親局 米本浄水場 NTT専用回線（1回線）使用	
防犯設備	防犯カメラによる監視	
その他の設備	緊急遮断弁（平成9年度設置） 口径350mmバタフライ弁（自重駆動方式） 地震計（機械式倒立振子式 0～511Gal）	
改良工事の状況	平成26年度～平成27年度に改良工事（土木・建築工事，電気設備工事）を実施	

別紙7 施設概要

(4) 高津浄水場

所在地：八千代市高津832（高津団地内） 敷地面積：2,225.00㎡ 供用開始：昭和47年4月1日

給水能力		8,400m ³ /日								
水源		地下水(5号井は平成23年3月に廃止),一部受水(表流水)								
取水	深井戸	第1号井	取水地点	八千代市大和田新田新木戸前59-29	口径	300mm	深度	180m		
		2-1	〃	〃	50-1	〃	300	〃	122	
		2-2	〃	〃	50-1	〃	300	〃	177	
		3	〃	八千代市高津小谷738-1	〃	300	〃	180		
		4-1	〃	八千代市高津832-31	〃	300	〃	179		
		4-2	〃	〃 832-31	〃	300	〃	128		
		5(廃)	〃	八千代市高津上船田850-27	〃	300	〃	180		
		6	〃	八千代市高津三助後390-75	〃	300	〃	180		
		7	〃	八千代市高津内山821-1	〃	300	〃	180		
8	〃	〃 832-34	〃	300	〃	180				
施設	取水ポンプ	第1号	吐出口径	125mm	揚水量	1.50m ³ /min	揚程	80.0m	出力	33kW
		2-1	〃	100	〃	1.00	〃	89.0	〃	22
		2-2	〃	100	〃	1.00	〃	89.0	〃	22
		3	〃	125	〃	1.50	〃	80.0	〃	33
		4-1	〃	100	〃	1.00	〃	99.0	〃	26
		4-2	〃	100	〃	1.00	〃	99.0	〃	26
		5(廃)	〃	125	〃	1.50	〃	80.0	〃	33
		6	〃	125	〃	1.50	〃	80.0	〃	33
		7	〃	125	〃	1.50	〃	80.0	〃	30
8	〃	125	〃	1.50	〃	80.0	〃	33		
導水設	導水管	口径 300mm : 185.0m		口径 250mm : 612.0m		口径 200mm : 1,728.0m		合計 2,525.0m		
浄水	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ(ダイヤフラム式) 525m ³ /min×2台(内1台予備) 貯留タンク(ポリエチレン製) 3m ³ ×2基							
	ろ過ポンプ	第1号	供用開始	平成7年4月1日						
		2	吐出口径	150mm	吐出量	3.20m ³ /min	揚程	20.0m	出力	22kW
		3	〃	150	〃	3.20	〃	20.0	〃	22
施設	ろ過ポンプ井		巾 7.0m 長さ 12.5m 水深 2.5m 容量 219.0m ³							
	マンガン砂ろ過設備		鋼板製圧力密閉式 3基 (内1基予備) 内径:3.1m 直線部高:3.0m 総高:5.7m ろ過速度:600m/日 処理水量:4,500m ³ /日×2基=9,000m ³ /日 計画処理水量:9,600m ³ /日 マンガン砂積高:1.6m (17,900ℓ/基) 逆洗ポンプ吐出口径:250mm 吐出量:6.0m ³ /min 揚程:15m 出力30kW							
	排水調整池		鉄筋コンクリート造:巾5.0m×長11.4m×水深3.0m 容量171.0m ³ ×1池							
	配水池		鉄筋コンクリート造:容量 1,200m ³ ×1池 1,400m ³ ×1池 貯水量合計 2,600m ³ (給水能力の約7時間分)							
配水施設	配水ポンプ	第1号	吐出口径	200mm	吐出量	3.82m ³ /min	揚程	42.0m	出力	45.0kW
		2	〃	200	〃	3.82	〃	42.0	〃	45.0
		3	〃	200	〃	3.82	〃	42.0	〃	45.0
		4	〃	200	〃	3.82	〃	42.0	〃	45.0
		5	〃	200	〃	3.83	〃	42.0	〃	45.0
動力設備	契約電力		302kW							
	自家発電設備		交流発電機 400kVA エンジン:立形単動4サイクル6気筒直接噴射式ディーゼルエンジン 550PS							

別紙7 施設概要

監視設備	簡易テレメーターによる監視
防犯設備	防犯カメラによる監視
観測井戸仕様	高津浄水場内観測井 口径：100mm 深度：180m ケーシング管：VPφ100 ストレーナ：VPφ100 丸孔開口（サランネット巻き）×延長20m 工事完成年月日：平成21年3月26日
	既設4号井利用の観測井 口径：300mm 深度：113.5m ケーシング管：鋼管300A ストレーナ：300A（既存）×延長9m 工事完成年月日：平成21年3月26日

別紙7 施設概要

(5) 村上給水場

所在地：八千代市村上1157-1(村上団地内) 敷地面積：4,514.42㎡ 供用開始：昭和51年4月1日

給水能力	15,700m ³ /日		
水源	受水（表流水）		
配水施設	配水池		
	鉄筋コンクリート造：容量 2,750m ³ ×2池 3,280m ³ ×1池 貯水量合計 8,780m ³ （給水能力の約13時間分）		
	配水層用	第1号	吐出口径 125mm 吐出量 1.60m ³ /min 揚程 51.0m 出力 30.0kW
		2	” 200 ” 6.40 ” 51.0 ” 90.0
		3	” 200 ” 6.40 ” 51.0 ” 90.0
		4	” 200 ” 6.40 ” 51.0 ” 90.0
		5	” 200 ” 6.40 ” 51.0 ” 90.0
	ポンプ	第1号	吐出口径 50mm 吐出量 0.20m ³ /min 揚程 70.0m 出力 7.5kW
		2	” 125 ” 1.34 ” 70.0 ” 30.0
		3	” 125 ” 1.34 ” 70.0 ” 30.0
4		” 125 ” 1.34 ” 70.0 ” 30.0	
動力設備	契約電力	195kW	
	自家発電設備	交流発電機 750kVA エンジン：直列立形水冷4サイクル8気筒予燃焼形過給式ディーゼルエンジン930PS	
監視制御設備	①簡易テレメーターによる監視→浄水場（八千代台，勝田台，高津，萱田） ②遠方監視制御装置による監視制御→浄水場（米本，睦）		
防犯設備	防犯カメラによる監視→八千代台，勝田台，米本，高津，睦，萱田		
その他の設備	計画時間最大給水量 1,109.23m ³ /h（低層975.31m ³ /h，高層133.92m ³ /h） 計画時間最小給水量（夜間） 108m ³ /h（低層96.0m ³ /h，高層12.0m ³ /h）		

別紙7 施設概要

(6) 睦浄水場

所在地：八千代市島田台797-2 敷地面積：14,911.19㎡ 供用開始：昭和51年6月1日

給水能力		34,420m ³ /日								
水源		受水（表流水），一部地下水（7,8号井は昭和54年10月に廃止）								
取水戸	深井	第1号井	取水地点	八千代市島田台東帰久保797-2	口径	300mm	深度	150m		
		2	〃	〃	東桑橋台754-5	〃	300	〃	151	
		3	〃	〃	向原1189-4	〃	300	〃	150	
		4	〃	〃	追分724-2	〃	300	〃	150	
		5	〃	〃	八千代市小池作山406-2	〃	300	〃	150	
		6	〃	〃	八千代市真木野219-4	〃	300	〃	150	
		7(廃)	〃	〃	八千代市島田台西台1174-2	〃	300	〃	150	
		8(廃)	〃	〃	八千代市大学町5-1781-1	〃	300	〃	150	
施設	取水ポンプ	第1号	吐出口径	100mm	揚水量	0.90m ³ /min	揚程	79.0m	出力	22kW
		2	〃	100	〃	0.90	〃	90.0	〃	30
		3	〃	100	〃	0.90	〃	89.0	〃	30
		4	〃	100	〃	0.95	〃	95.0	〃	30
		5	〃	100	〃	0.90	〃	96.0	〃	30
		6	〃	100	〃	0.90	〃	88.0	〃	30
		7(廃)	〃	100	〃	0.95	〃	82.0	〃	22
		8(廃)	〃	100	〃	0.90	〃	94.0	〃	30
導水設	導水管	口径 350mm： 922.7m		口径 300mm： 334.0m		口径 250mm： 260.0m				
		口径 200mm： 3,518.0m		口径 150mm： 3,037.1m		口径 100mm： 133.0m		合計 8,204.8m		
浄水	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ（ダイヤフラム式） 670m ³ /min×2台（内1台予備） 貯留タンク（ポリエチレン製） 6m ³ ×2基							
	着水井		鉄筋コンクリート造：巾3.0m×長3.0m×水深3.0m 容量27.0m ³ ×2池							
	沈砂池兼塩素接触池		①鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長13.5m×水深4.0～3.0m ②鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長13.5m×水深4.0～3.0m (270m ³)							
	ポンプ井		①鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長2.5m×水深4.0m ②鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長2.5m×水深4.0m (77m ³)							
ろ過	ろ過ポンプ	第1号	吐出口径	200mm	吐出量	3.00m ³ /min	揚程	28.0m	出力	30kW
		2	〃	200	〃	3.00	〃	28.0	〃	30
		3	〃	200	〃	3.00	〃	28.0	〃	30
施設	マンガン砂ろ過設備		ステンレス鋼製圧力式密閉型 3基（内1基予備） 内径：3.6m 直線部高：3.0m 総高：5.330m ろ過速度：425m/日 処理水量：4,250m ³ /日×2基=8,500m ³ /日 計画処理水量：8,500m ³ /日 マンガン砂積高：1.6m（16,300ℓ/基） 逆洗ポンプ吐出口径：250mm 吐出量：8.2m ³ /min 揚程：20m 出力：45kW							
	排水用ろ過機設備		ステンレス鋼製連続移動床砂ろ過方式 1基 内径：1.6m 高さ：4.45m 処理水量：17.5m ³ /h×1基=17.5m ³ /h ろ過速度：8.8m/h ろ過材：ケイ砂							
施設	排水調整池		①鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長13.0m×水深3.0m 容量156.0m ³ ②鉄筋コンクリート造：巾4.0m×長13.0m×水深3.0m 容量156.0m ³							

別紙7 施設概要

配 水 施 設	受水池	受水池:①円形プレストレストコンクリート造:内径35.0m×水深10.4m 10,000m ³ ②円形プレストレストコンクリート造:内径35.0m×水深10.4m 10,000m ³								
	配水池	配水池:①鉄筋コンクリート造:巾20.0m×長15.0m×水深4.8m 1,440m ³ ②鉄筋コンクリート造:巾20.0m×長15.0m×水深4.8m 1,440m ³ 貯水量合計 22,880m ³ (給水能力の約16時間分)								
配 水 施 設	配 水 プ ン	第1号	吐出口径	150mm	吐出量	3.70m ³ /min	揚程	50.0m	出力	55.0kW
		3	〃	150	〃	3.70	〃	50.0	〃	55.0
		4	〃	150	〃	3.70	〃	50.0	〃	55.0
		送 水 プ ン	第1号	〃	250mm	〃	11.00m ³ /min	〃	50.0	〃
	2	〃	250	〃	11.00	〃	50.0	〃	132.0	
	3	〃	250	〃	11.00	〃	50.0	〃	132.0	
	4	〃	250	〃	11.00	〃	50.0	〃	132.0	
	動 力 設 備	契約電力	408kW							
自家発電設備		交流発電機 1,500kVA エンジン:単純開放サイクル軸式ガスタービンエンジン 1,324kW 1,800PS								
遠方監視制御設備	1:1方式 親局 睦浄水場 NTT専用回線(1回線)使用									
防犯設備	防犯カメラによる監視									
その他の設備	緊急遮断弁(昭和63年度設置) 口径1,000mmバタフライ弁(エアシリンダー駆動方式) 地震計(機械式倒立振子式 80~350Gal) 太陽光発電設備 発電容量20kW(太陽電池モジュール250W/枚×80枚) 森林面積に換算すると、約3.7ha相当の二酸化炭素排出量を削減									
改良工事の状況	平成20年度~平成23年度に改良工事(土木・建築工事,電気・計装設備工事,機械設備工事)を実施									

別紙7 施設概要

(7) 萱田浄水場

所在地：八千代市ゆりのき台7-12 敷地面積：4,697㎡ 供用開始：平成 6年4月1日
 ：八千代市ゆりのき台7-11 敷地面積：3,325.30㎡ 名称変更：平成18年4月1日

給水能力		12,200m ³ /日		
水源		地下水(1号井は平成23年3月に廃止), 一部受水(表流水)		
取水	深井戸	第1号井(廃)	取水地点 八千代市萱田町出戸593-3 口径 300mm 深度 200m	
		2	〃 〃 大和田新田庚塚314-6 〃 300 〃 200	
		3	〃 〃 萱田庚塚2231-12 〃 300 〃 200	
		4	〃 〃 ゆりのき台2-7-7 〃 300 〃 200	
施設	取水ポンプ	第1号(廃)	吐出口径 100mm 揚水量 0.90m ³ /min 揚程 52.0m 出力 15.0kW	
		2	〃 100 〃 1.33 〃 50 〃 18.5	
		3	〃 100 〃 0.90 〃 52.0 〃 15.0	
		4	〃 100 〃 0.90 〃 52.0 〃 15.0	
導水設	導水管	口径 300mm：2,231.0m 口径 250mm：94.0m 口径 200mm：364.0m 口径 150mm：385.0m 合計 3,074.0m		
浄水	塩素注入設備		次亜塩素酸ナトリウム12%溶液注入 注入ポンプ(液中バルブレス式) 212ml/min×2台 貯留タンク(外面：FRP製 内面接液部：PVC製) 4m ³ ×2基(内1基予備)	
	ろ過	ポンプ	第1号	供用開始 平成18年3月15日
			2	吐出口径 200mm 吐出量 3.47m ³ /min 揚程 29.0m 出力 30kW 〃 200 〃 3.47 〃 29.0 〃 30kW
	施設	ろ過ポンプ井		鉄筋コンクリート(RC)造(半地下式) 一体築造 中間壁2池分離(矩形) 巾 7.4m 長さ 7.3m 水深 3.0m 容量 290.0m ³
		マンガン砂ろ過設備		ステンレス鋼製圧力式密閉型 2基(内1基予備) 内径：3.3m 直線部高：3.0m 総高：5.5m ろ過速度：600m/日 処理水量：5,000m ³ /日×1基=5,000m ³ /日 計画処理水量：5,000m ³ /日 マンガン砂積高：1.6m(13,700ℓ/基) 逆洗ポンプ吐出口径：250mm 吐出量：6.83m ³ /min 揚程：15m 出力30kW
		排水用ろ過機設備		ステンレス鋼製連続移動床砂ろ過方式 1基 内径：1.4m 高さ：4.2m 処理水量：15.0m ³ /h×1基=15.0m ³ /h ろ過速度：9.7m/h ろ過材：ケイ砂
排水調整池		鉄筋コンクリート(RC)造(半地下式) 一体築造 巾 6.0m 長さ 11.0m 水深 3.0m 容量 207.0m ³		
配水	配水池		円形プレストレストコンクリート造 容量 5,000m ³ ×1池 円形ステンレス造 容量 3,000m ³ ×1池 貯水量合計 8,000m ³ (給水能力の約16時間分)	
	施設	配水ポンプ	第1号	吐出口径 200mm 吐出量 4.90m ³ /min 揚程 43.0m 出力 55.0kW
			2	〃 200 〃 4.9 〃 43.0 〃 55.0
			3	〃 200 〃 4.9 〃 43.0 〃 55.0
			4	〃 200 〃 4.9 〃 43.0 〃 55.0
動力設備	契約電力		225kW	
	自家発電設備		交流発電機 300kVA エンジン：ガスタービン機関600PS(単純開放サイクル1軸式)	

別紙7 施設概要

監視設備	簡易テレメーターによる監視
その他の設備	緊急遮断弁 口径800mmバタフライ弁（重力駆動方式）2基 地震計（機械式倒立振子式 80～350Gal） 太陽光発電設備 発電容量20kW（太陽電池モジュール178.6W/枚×112枚） 森林面積に換算すると、約3.7ha相当の二酸化炭素排出量を削減

浄水場・設備項目	井戸 施設数	浄水場 施設数
八千代台浄水場		
ポンプ設備	7	7
加圧脱水設備		2
監視制御装置		10
急速ろ過設備		4
計装機器	7	13
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
自家用発電設備（高圧）		1
受変電設備		9
配電設備		27
直流電源装置		1
照明		12
外灯		10
空気調和機		9
勝田台浄水場		
ポンプ設備	3	3
監視制御装置		5
急速ろ過設備		3
計装機器	3	9
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
受変電設備		5
配電設備		15
直流電源装置		1
照明		4
外灯		8
空気調和機		5
米本浄水場		
ポンプ設備	5	6
監視制御装置		7
急速ろ過設備		3
計装機器	1	13
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
自家用発電設備（高圧）		1
受変電設備		7
配電設備		16
直流電源装置		1
照明		11
外灯		9
空気調和機		4
高津浄水場		
ポンプ設備	9	5
監視制御装置		7
急速ろ過設備		3
計装機器	9	8
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		1
自家用発電設備（高圧）		1
受変電設備		8
配電設備		20
直流電源装置		1
照明		10
外灯		4
空気調和機		1

浄水場・設備項目	井戸 施設数	浄水場 施設数
村上給水場		
ポンプ設備		8
監視制御装置		1
計装機器		10
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
自家用発電設備（高圧）		1
受変電設備		13
配電設備		9
照明		8
外灯		14
空気調和機		10
睦浄水場		
ポンプ設備	6	7
監視制御装置		6
急速ろ過設備		4
計装機器	6	14
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
受変電設備		7
配電設備		28
直流電源装置		3
太陽光発電設備		1
照明		10
外灯		9
空気調和機		11
萱田浄水場		
ポンプ設備	3	5
監視制御装置		10
急速ろ過設備		3
計装機器	3	20
次亜塩素酸ナトリウム注入設備		2
自家用発電設備（高圧）		1
受変電設備		14
配電設備		16
太陽光発電設備		1
照明		12
外灯		12
空気調和機		4
合計		

別紙9 位置図（各水道施設及び水質検査業務検査地点）

- 凡例
- ◎ 浄・給水場
 - △ 取水井
 - 給水区域の給水栓（7箇所）
 - ▽ 排水栓 水質検査場所（25箇所）

